少子化・超高齢社会への対応に関する提言

日本の総人口は、2008年を境に減少局面に入り、合計特殊出生率はこの30年間で大幅に低下し、高齢化率は増加の一途をたどっている。国は、少子高齢化に真正面から立ち向かうため、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を新たな三本の矢と定め、平成28年6月に新たにニッポン一億総活躍プランを閣議決定し、「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を目標に掲げて、一億総活躍社会の実現に向けた取組を進めている。

こうした中、中核市を始めとする地方自治体は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、 地方版人口ビジョン・総合戦略を策定し、地方の実情に応じて少子化・超高齢社会に対応 する取組を行い、地方創生を推進しているところである。

また、中核市市長会では、子育て支援の充実や社会保障の基盤強化と経済政策、特に雇用・労働政策の強化は、密接不可分である前提のもと、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本目標を踏まえ、「地方への人材還流」と「少子化・超高齢社会への対応」をテーマとして、それぞれに協議してきた。

「少子化・超高齢社会への対応」に関する本提言の取りまとめに当たっては、すべての人が安心して暮らし続けるために、多世代が共生し、支え合う地域社会を実現していくことが重要であり、そのために国により子育て支援や社会保障の土台が作られたうえで、地方自治体が、地域の実情に応じて、地域コミュニティの育成などの取組を推進するとともに、圏域の中枢を担う中核市として、周辺の自治体との連携を意識した取組を展開するという、国と地方自治体との適切な役割分担のもと、施策を策定し、実施していく必要があるとの考えを改めて確認したところである。

以上の認識に立ち、少子化・超高齢社会への対応を図るため、国は、次の事項について 積極的な措置を講じるよう提言する。

1 多世代が地域で共生できる社会の実現のために

少子化・超高齢社会では、問題を人口減少そのもので捉えるのではなく、その中でいかに世代間のバランスを取り、地域コミュニティの中で市民が支え合う仕組みを構築するかが重要である。そのため、子育てと介護の時期が重なるダブルケアの問題など複合化する問題が顕在化する中で、国は、子ども、高齢者、障がい者といった縦割りの区分での対策ではなく、市民目線・地域目線で、地域の実情を考慮した柔軟性のある福祉サービス提供の仕組みを早期に構築するとともに、取組に対する財源を確保すること。

2 安心して子どもを生み育てられる環境をつくるために

全国どこに住んでいても安心して子どもを生み育てることができるよう、環境を整えることが重要である。

そのため、国は、子育て家庭の経済的負担の軽減に向け、子どもの医療費や保育料負担の軽減について、各自治体が先行して実施している公費負担の状況を十分勘案し、負担軽減策を早期にかつ積極的に実施すること。

また、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、少子化対策として子育て家庭への支援の充実を図るため、待機児童解消に向けた施設整備支援や保育人材確保に向けた保育士の処遇改善により、保育環境を充実させるとともに、育児休業制度の充実と長時間労働の抑制に努め、仕事と子育ての両立を可能にする働き方改革や雇用の安定化に一層積極的に取り組むこと。

あわせて、真に有効な少子化対策を実施できるよう、根本的な課題・原因に対して真 摯な追求を更に進めること。

3 誰もが安心して暮らせる生涯現役社会の実現のために

超高齢社会が到来する中で、医療・介護ニーズが増大している状況を踏まえ、国は、包括的な医療・福祉施策を実施すること。また、介護人材の確保については、介護職員の処遇改善を早期に実現するとともに海外人材の受入れの在り方について総合的かつ具体的な検討を進め、早期に結論を示すこと。

一方では、アクティブシニアと呼ばれるような、元気で就労の意欲にあふれる高齢者が多数存在している。こうした中、住民に最も身近な地方自治体は、高齢者が多様な経験と知恵を生かして活躍できる場や機会を確保することに加え、経済的基盤を確保するため、高齢者の就労マッチング支援の強化を進めるなど、生涯現役社会の実現に向けた施策を行っている。国は、それら地方の取組を支援し、全国的な展開を進めること。

4 少子化・超高齢社会における都市・財政基盤の形成のために

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」では、少子化・超高齢社会への対応として、「コンパクトシティや広域連携の推進」が掲げられている。中核市は、まさに地域のけん引役として、広域連携を推進し、充実した都市機能を効率的に維持する責任を負う立場であり、既に各中核市では、多様な都市間連携を展開しつつある。

ついては、国は、地方の取組が発展的に継続されるよう、必要な支援措置を講じること。

また、中核市間で人口規模、都市構造、歴史・文化が異なり、人口減少や高齢化の進行に差異があることを踏まえ、地域が持つ個性を生かした都市空間の形成が実現できるように、地域の実情に応じた多様かつ実効性のある支援を実施するとともに安定的かつ自由度の高い財政措置を行うこと。

平成28年10月28日

中核市市長会